

第3回とっとり型の保育のあり方研究会（概要）

1 日時

平成28年8月2日（火） 10:00～14:30

2 場所

県庁議会棟 特別会議室

3 出席者

別添のとおり

4 主な内容等

（1）ヒアリングについて

○保育士

□勤務先の保育園について

- ・平日の延長保育、土曜保育の利用が多くあり、子どもが長時間、保育園で過ごしている実態がみえてきた。
- ・離乳食をつくるのが手間と感じる保護者もおり、週末は離乳食を食べないで、ミルクで対応する家庭もある。
- ・発達段階に見通しが読めないために家庭全体への支援が必要なケースがある。
- ・保護者が人とのコミュニケーションが苦手で、育児の相談をできる相手もおらず、他の意見を聞き入れないため、園や子どもに対しても攻撃的になるケースもある。
- ・このようなケースは年々増加しており、専門機関へつなげたり、育児相談に親身になって乗るなど細やかな対応が必要となってくる。
- ・担任の保育士だけに負担させるのではなく、園全体でサポートする体制としている。
- ・このような保護者支援だけでなく、子どもの発達保障もしていけないといけない。
- ・育児支援や家庭支援、発達支援が増加している。
- ・乳児の利用状況や保護者を取り巻く環境の変化で保育士は日々の業務に加え、様々な家庭への支援をしていく必要がある。
- ・保護者から様々な要望があり、それに対して保育士は一生懸命対応している。

□家庭への行政支援について

- ・保育料無償化については、育児世代の長年の願いだった。
- ・無償化により生活に潤いが出るなど、そこから教育を受けさせやすくなるのではないかと。
- ・ただ、無償化になるんだったら預けて働くという家庭も増加している。（乳児期も含めて）
- ・その結果、途中入所が増加し、保育士不足につながっている部分はあるのではないかと。
- ・家庭内保育への経済的支援については、経済的負担が軽減されることによって育児がしやすくなり、家庭で我が子を見たいといった気持ちになるのではないかと。
- ・子育てについて選択肢が広がる。
- ・反面、早期に職場復帰を行わざるを得ないといった現状もあり、県から企業側への働きかけを

お願いしたい。

- ・また、家庭内保育では、育児が孤立化してしまい、虐待などにもつながりかねない。
- ・そのような家庭について、保育士が訪問し、発達に関するアドバイス、サポート、相談相手となったり、必要に応じて専門機関へつなげたりするなどの保護者支援や子どもの発達保障ができる体制が必要となるのではないか。
- ・経済的支援については、支援を有効に活用できない家庭もあると思う。
- ・本当に現金支給がよいのか、金券のようなものもよいのではないか。
- ・または、金券やパスポート券にし、保育園一日預かり券やおむつ券、ファミサポ利用券など柔軟な券の方がよいのではないか、支援の幅を広げ、家事ヘルパー・ファミサポの内容の柔軟化、ベビーシッターなど家庭に入ってサポート出来る体制を整えることで家事の負担も軽減されて子育てに向き合う時間が確保できるのではないかと思う。

▶大谷委員質問

- ・家庭内保育に係る経済的支援が実施された場合、0歳児の保育所入所ではなく、家庭内保育を実施する方が増加すると思うか。

⇒企業側の整備が整っていればかなり増えると思う。現状は、企業側が復帰を待っている状況となっている。

▶事務局質問

- ・支援が必要な子どもの世帯についてはどれくらいの割合でいるか。

⇒クラスに、少なくとも1～2人いる。虐待などで専門機関へつなげるようなケースは各園で1～2件くらいだと思う。

▶武田副会長質問

- ・家庭内保育での育児の孤立化に対する対応策として保育士の訪問の話があったが、何か固まった構想みたいなものはあるのか。

⇒具体的などころまで入っていない。

資格を活かして訪問等に出て行ければ良いのではないかと思う。

子育てサークルなどに出てこないような家庭への支援の方法がポイントとなる。

育児情報が多く、何をしたら良いか分からない家庭についても出向いてアドバイスできたら良いと思う。

▶鷹取委員質問

- ・虐待に至るようなケースのケアについては、保育士の領域を超えているのではないか。このようなケースは増加しているのか。

⇒ケアに係る専門性については、児童相談所などになるかと思うが、保育士が家庭へ訪問し、支援が必要な場合には、専門機関とのパイプ役になればいいのではなかと思う。

○保健師

□業務内容について

- ・母子保健と協同で妊娠期の母子健康手帳交付時の相談から、丁寧に関わり、様々な関係機関と連携して支援している。
- ・支援する中で、特に支援が必要な家庭については、家庭訪問やふれあい学級、発達相談などで関わっている。
- ・児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童家庭相談援助、要保護児童対策地域協議会（様々な問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支援を行うため情報共有を行い、連携協力により支援を行う協議会）の運営も行っている。

□家庭内保育に係る支援について

- ・母子の愛着形成に重要な時期であり、培われやすいのではないか。
- ・母乳栄養等の継続が図られやすいのではないか。
- ・その子にあった離乳食が提供されやすいのではないか。
- ・子どもに合った養育（子どものやりたい等の感情を保護者がキャッチできる環境での養育）が可能になるのではないかと思う
- ・配慮しなければならない点としては、特別の支援を要する子どもにあっては集団保育（保育所等への入所）が望ましいがそれが困難になると考えられる。
- ・また、家庭内保育で親や子どもが孤立をしないように配慮する必要があるのではないか。

▶宮地委員質問

- ・特別の支援を要する子どもで、子どもの環境を考えたとき、保育所入所が必要であるという家庭はどれくらいの割合であるのか。
- ⇒割合については把握していないが、家庭で養育することが適切かどうか、要保護児童対策地域協議会で話し合っており、年間に1～2人、多くても3人くらいである。

▶南会長質問

- ・発達相談、児童家庭相談の利用状況はどうか。利用に対するハードルは高いのか。
- ⇒母子保健と一緒に、妊娠期から関わっているので、相談支援の必要な家庭を把握しており、こちらからも声掛けもしており、ハードルは低いものと感じている。
- また、妊娠期から関わっており、状況が重くなる前に相談があることから、件数としては多い。

▶川村委員質問

- ・乳幼児健診の受診率はどうなっているか。受診のなかった方へのフォローをどのようにしているか。受診のなかった方は、家庭内保育をされている方か、又は保育所入所か。
- ⇒受診率については、95%以上で、平成27年度の6か月健診は98.8%、1歳6か月健診は98.4%、3歳児健診は97.6%となっている。受診のなかった方には、電話や家庭訪問を行っており、状況は把握するようにしている。保育所等に入園している児童については、保護者の了解を得て、園での状況について伺っている。

▶大谷委員質問

- ・家庭内保育で経済的支援により現金を支給すると、保育所に入所しないため、虐待や育児放棄等が見えにくくなるので、やめてほしいという声があるが、どのように考えるか。

⇒一番の配慮点としては、集団保育が児童にとって適していると考えられるが、保育料等により、家庭で保育するといった家庭への配慮・支援の在り方と考える。

▶竹歳委員質問

・家庭訪問の構成メンバーについて教えてほしい。また、訪問頻度はどうか。

⇒母子保健での家庭訪問と児童家庭相談での家庭訪問を行っており、基本は保健師だが、保育士も訪問している。訪問頻度は、週に1, 2回の訪問が必要な場合や月に1回の訪問で大丈夫な場合があり、家庭の状況によって異なる。

▶大西委員質問

・要保護児童対策地域協議会の構成メンバーを教えてほしい。また、開催頻度も教えてほしい。

⇒医師会、歯科医師会、弁護士会、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、子どもの虐待防止ネットワーク鳥取、民生児童委員協議会、法務局、福祉相談センター、小学校長会、中学校長会、高等学校長会、市児童家庭課、市生活福祉課、中央保健センターなど、子どもに関わる機関(22機関)で構成している。また、個別支援会議、実務者会議、代表者会議の3層構造となっており、個別支援会議は年100回以上、実務者会議は年6回開催している。

○子育て支援センター職員

□勤務先の子育て支援センターについて

- ・子育てに関する情報が得られ、保護者同士の交流を図ることができ、子育てについて気軽に相談できる場を提供している。
- ・火曜日から土曜日までの午前9時半～12時、午後1時から4時まで利用することができる。
- ・ミニプログラムや親支援セミナー(親子の絆づくりプログラムなど)を開催している。
- ・ファミリー・サポート事業も子育て支援センターの中にある。
- ・赤ちゃんと小中学生が触れ合う事業もやっており、児童・生徒は自分自身の成長を振り返り、自己肯定感を培うことを目的として行っている。
- ・子育て支援センターの目的としては、子育て中の保護者同士ふれあう機会を通じて、育児に自信を持ち、地域との交流の機会を持ってもらうことである。
- ・1～2か月の赤ちゃんについては、保健センターの保健師が全部の家庭を訪問して、3～4か月頃に保育士が訪問して、子育て支援センター情報の提供やセミナーに誘うなどしている。
- ・市関係課、センターと訪問担当保育士と月1回の情報交換の場を設けて、支援が必要な家庭についての情報を共有して、対応について協議している。
- ・子育て支援センターでは、保護者からの相談項目に沿って統計をとっており、1番多い項目として、「子どもとの関わり方について」、次に「食事に関すること」となっている。
- ・内容としては、子どもとの関わり方がわかからないといったことが一番多く、周りに子育てについて相談する相手が少ないなどの状況があるように感じる。
- ・セミナーに参加し、他の保護者と会話をすることで、悩みを共有したり、聞いてもらうことで不安解消となったという声もある。
- ・情報化社会であることから、様々な情報があり過ぎて、どれを信じて良いかわからず困ってしまうことがあるようだが、セミナーや保護者同士で話をするすることで、何となく、理解して安心

できるということもある。

- ・保護者は育児を頑張っているが、それを認めてくれる人が少ないからこそ孤立感を感じるのではないかと思う。
- ・子育て支援センターとしては、初めて来られる方には必ず声をかけ、一人にしないようにして、そこから保護者同士の繋がりを作って孤立化を防ぐようにと考えている。
- ・育休復帰する時期になった保護者は、本当は1歳過ぎて保育をしたいという思いはあるが、職がなくなってしまうという悩みを抱えている。家庭内保育の経済支援を進めるにあたっては、企業側への働きかけもお願いしたい。

▶岩本委員質問

- ・利用時間について、昼に1時間空いているが食事は家庭でとってほしいなどの意図があるのか。
⇒昼食は家で取ってもらいたいという立ち上げた際の思いがある。
- ・休日が多くあるが日数を少なくするように検討されているのか。
⇒市内に4カ所あるので、1カ所に集中しないように休日をずらしている。
- ・職員の人数は何人いるのか。
⇒職員は6名で、遊びの広場には3名常駐している。
- ・子育て支援センターで開催されるプログラムやセミナーは無料か。
⇒プログラムによってはテキストを購入する必要があるが、参加については無料となっている。

▶南会長質問

- ・職員については、どのような職種の方がいるのか。
⇒全員が保育士である。

▶宮地委員質問

- ・親支援セミナーは育児相談とは別のプログラムになると考えればよいか。親支援セミナーについて資料にある「講座」と「ノーバディーズパーフェクトプログラム」は具体的にどのようなことをしているのか。
⇒「講座」については、保護者同士の仲間づくりを基本としており、子育ての悩みを共有しながら、各々相談し、アドバイスを出し合うということをグループで行っている。子どもの育ちについて話を聞く回や音楽療法士のバイオリン演奏を聴く回などもある。
また、「ノーバディーズパーフェクトプログラム」はファシリテーターが保護者の悩みに沿って進行していき、解決に結びつけるものとなっている。

▶大西委員質問

- ・訪問担当の保育士は何名いるのか。また、担当校区などあるのか。
⇒5名いて、担当校区はなく、訪問先は保育士に選んでもらっている。
- ・訪問担当の保育士は年間何件程度、訪問しているのか。
⇒一人あたり、60件程度訪問している。
- ・いつから取り組んでいるのか。
⇒平成20年頃から取り組んでいる。最初は全家庭へ訪問していなかったが、現在では全家庭へ訪問している。

▶大谷委員質問

- ・家庭内保育の経済的支援が実施された場合、家庭で保育する方が増えると思いますか。
- ⇒経済的支援を行うことで、家庭で保育する方は増えるかもしれないが、閉じこもりがちにならないように、そのような方へのフォローをどのようにやっていくかが問題になると思う。

▶宮地委員質問

- ・利用している保護者で、育児休業制度を利用している保護者の割合は多いのか。
- ⇒調べていないので、はっきりした割合はわからない。多くの方が1年以内または、約1年後に職場へ復帰している。また、出産・育児のために、仕事を辞めて出産後、育児をされる方もおられる。

○家庭内保育を支援している市町村

□本町について

- ・年間概ね70人程度出生している。
- ・直近の人口統計では社会増となっている。
- ・乳児保育は2園で実施しており、産後3ヶ月から受け入れている。
- ・0歳の入所率は平成20年台半ばぐらいまでは年度末で20%後半から30%前半で、20~25人程度入所している状況であったが、最近では年度末には40%を超え、キャパも限界となっている。
- ・そして、何より保育士の確保が困難な状況である。

□本町の家庭内保育の経済的支援について

- ・保護者への調査の中で、就労環境等の実態が明らかになるにつれ、何かしなくてはというということで、制度の研究を始めた。
- ・なぜ、3か月から保育所に預けて働かなければならないかという、そういう保護者の所得階層から考えると、多くが経済的な理由に起因していることは疑う余地がなかった。
- ・結果として、0歳児を家庭で保育する方に対して、多少の現金を支給しても保育所コストよりも少なく済むということも1つの動機となった。
- ・加配の対象となる障がい児が多い。要対協の事務局も担当しているが、引きこもり、不登校などが発達障害に起因しているケースを多くみている。
- ・健全な発達のために、親子の愛着を形成する大切な乳児期にできるだけ家庭で子どもと向き合って保育をするという選択をしてもらうための誘導として、少し手厚い手当は効果があるのではないかと思った。
- ・国の労働保険会計から給付される育児休業給付金については、出産による育児での休業を1つの失業とみなしているものであると認識している。
- ・就労環境の違い（育児休業給付金の有無）に関わらず、子どもは育てなければならないものであり、育児休業給付金のない保護者であっても養育支援として現金給付を行うことによって、できるだけ家庭で保育して、子どもの愛着形成を図ってもらいたいということ、それと乳児の入所の増加による保育士確保の苦労が事業創設の経緯である。
- ・現金支給額については、育児休業給付金を受給していない保護者に対しては、月齢4月から

12月までの間、生活保護の最低基準額を参考に33,000円/月とした。育児休業給付金を受給している場合には、支給率が基準額の2/3から1/2に減額される月齢9月目から、減額される1/6を引き続き12月まで補って支給することとし、公平性の面で均衡を図った。

- ・平成28年3月1日現在の、次年度(29年4月)0歳児入所希望児童数は、前年度同時期の14人から10人となり、4名も減少したことから、一定の成果があったものと考えている。
- ・また、0歳児であっても少しでも月齢の高い子どもを保育所に預けられることによって保育事故の危険性などが低くなり、保育士の負担の軽減となる。
- ・家庭内保育への経済的支援を行うこととなってから、結果として本町に転入してくる保護者が増加したが、圏域内で子どもの取り合いとなることを望んでいるわけではない。
- ・経済的支援については、本町ぐらいの規模の自治体であるからできることであって、市部では本町のような仕組みの制度では困難ではないかと、個人的には思う。
- ・昨年度は、地方創生先行型の交付金の交付対象となったが、今年度は新たな交付金の交付をお願いしようと国の相談会に説明に行ったが、対象とならなかった。
- ・国には事業の本質が伝わっていないようであった。
- ・とっとり型の保育のあり方研究会の場では、子どもの健全な発達と保護者の就労支援を考えた施策の研究をお願いしたいと思う。

▶竹歳委員質問

- ・現金給付期間を満1歳と決めたのはなぜか。

⇒子どもの健全な発達という点(愛着が形成される時期)と育休期間が1年以上となると職場復帰のハードルが高くなるものと考えた。

- ・育児休業給付金を受けていないという証明はどのようにとるのか。

⇒ハローワークとの協議により、町からの確認依頼に対しては、保護者の同意があれば回答する旨の承諾を得た。

- ・支援の必要な家庭への対策は行っているか。

⇒現金給付については役場に2ヶ月に1回来て、請求してもらうようにしており、そこで面談の機会を設けて、支援が必要な場合については関係機関へつなぐようにしている。

▶大谷委員質問

- ・家庭内保育に係る経済的支援については、人口減少対策のためのものか。

⇒人口減少対策を、主たる目的として考えていたわけではなく、保育所の受け入れが困難となってきたことや、子どもの健全な発達を目的としていた。結果として、出産を機に実家に戻るなどの動機づけとなり、人口増となった。

- ・実際の事務手続きの流れを説明いただきたい。

⇒妊娠届や出産届の際に当制度を説明し、4ヶ月までに申請していただき、審査を行い、支給の際は2ヶ月に1回、役場で請求していただくといった流れとなる。

- ・保育については、児童福祉法の規定で市町村の義務となっているが、家庭内保育への誘導によって同法による実施義務を放棄していることになるのではないかと。

⇒その指摘は、まったく当たらない。保育所は就労支援でもあり、就労する方が保育所入所を希望する場合は受け入れている。ただ、子どもの健全な発達の上で、乳児期に家庭で保育を行う

ことは大切であるということであり、そのための支援をするということである。当制度により家庭保育を強制するものではない。保護者自身の考えで家庭内保育を選ぶことから、町が同法の実施義務を放棄しているものではない。保護者の自主的・主体的な選択による子育てであると思う。

▶宮地委員質問

・現状として正規職員であったとしても育児休業は取得しづらいと聞くが、企業側の意識の変化や受け止め方というのは何かあったのか。

⇒企業側の考え方は分からないが、今、当制度の利用者を対象としてアンケートを行っており、どのような評価があるのか確認したいと思う。

▶武田副会長質問

・当制度を実施するにあたって、町民の方々にコンセンサスを得るプロセスを踏んでいたのか。

⇒町民の方へ広くコンセンサスをとる時間はなかったが、子ども子育て支援計画の策定に係る「子ども子育て会議」において説明した。構成員に保護者代表の委員も複数出席しており、当制度について説明を行い、また、議会には全員協議会において説明した。概ね、好意的な評価をもらっている。

・当制度を実施する上での安定的な財源は確保できているのか。

⇒初年度は、地方創生の交付金でまかなうことができたが、今年度は国の理解が得られなかったため一般財源で実施することになった。ふるさと納税を財源することなども考えられのではとも思う。事業費が1,000万円弱で、これだけの効果を出しているため、一般税源でも十分説明がつくものと思う。

○一般社団法人鳥取県経営者協会

□経営者協会について

・当協会の業務としては、セミナー、講演会、研修会の開催事業、労働問題の相談、調査研究、情報提供、春季労使交渉、賃金調査などを行っている。

□企業が行う子育て支援の事業について

・職場環境の整備、育児休業者の代替要員の確保、職場復帰支援となっている。

・比較的、規模の大きな企業（経営者）が、子育て支援に対して理解を得やすいように思う。

・中小零細企業はこのような対応ができない実態があると思う。

・10人未満の企業で代替要員を確保することは困難であり、パートや有期雇用の社員を採用したり、育児休業の社員が非正規労働者であれば、離職をするといった状況があるように聞いている。

・経営者としては、よりよい人材を確保するため、子育て支援を含めた育児休業制度等の充実が経営課題の1つであると認識している。

・労働者にとって働きやすい職場環境を提供することは企業の活性化と発展に結びつく。

・中小零細企業の子育て支援について行政による対応が必要ではないか。

□家庭内保育等への支援について

・平成25年内閣府調査では保育所等に係る費用について39.1%が経済的負担を感じている。

- ・家庭内保育への経済的支援を行うのではなく、保育園入所等に対する経済的支援が公平・平等性に合致するのではないか。
- ・女性の育児休暇取得率は8割を超えているが、男性については平成26年で2.3%となっている。
- ・男性の育児休暇取得率は、規模の小さい企業ほど率が高い状況となっている。
- ・「育休復帰支援プラン助成金」、「育児休業給付金」などの制度について、企業側が知らず、育児休業や職場復帰の妨げとなっているケースもある。制度周知と専門家の派遣がスムーズにできれば、職場復帰支援となる。

□その他

- ・島根の従業員30人程度の塗装会社では、優秀な職人を確保するため国に先んじて育休を採り入れており10年以上離職者がいない。
- ・このように従業員を大切にすることは、従業員と会社で信頼関係が醸成されており、将来的に生き残っていくと思う。

▶大谷委員質問

- ・家庭内保育の経済的支援を実施した場合、家庭内保育を実施する方は増加すると思うか。
- ⇒可能性はあると思う。保育所入所の家庭の負担、家庭内保育の家庭の負担について平等感のある対応が必要である。

▶事務局質問

- ・育児休業給付金については、法改正により契約社員も対象となったが、新たに育児休業給付金を受給する者は増えたのか。
- ⇒把握していないが、非正規労働者は労働者の約4割に達しており、支援対策が広がるのではないかと期待を持っているが、実際に中小零細企業で対応できる企業はどれほどあるかやってみないとわからない。

▶武田副会長質問

- ・子育て支援に力を入れることができるのはある程度規模のある企業であるということであるが、子育て支援を実施し、県内外にアピールすることによって、人材が集まるなどのインセンティブがあるというポジティブな受け止め方をする企業は協会内でどれくらいあるか。
- ⇒把握していないが、自社のホームページに掲載することや採用活動の際に育児休暇取得率を紹介している企業もあり、アピールポイントになるのではないか。このような取り組みをした企業はやってよかったと聞くが、これがどれほど浸透して、どれだけ経営者に理解してもらえるかは、これからの課題だと思う。

○女性活躍推進ネットワークでの意見徴取について（事務局）

- ・企業の管理職や経営戦略の女性の方々を集めた会議の場で、家庭内保育について意見をいただいた。
- ・雇用保険に非正規労働者、会社経営者、自営業者は入っておらず、育児休業給付金を受けられず、自社の福利で対応しており、児童手当のように全員を対象とした支援については受けられ

るが、そうでない支援については、受けられない状況となっていることから、このような方に対する支援が必要ではないか。

- ・ 離職を選択して家庭で育児をする方への支援も必要ではないか。
- ・ 離職の選択については、不本意な離職がアンケート調査の結果で大体3～4割程度ある。
- ・ また、同じくらいの割合で自発的に離職した者もいる。
- ・ 一部の企業では子育て支援に力を入れているところもあるが、現実問題としてなかなか手が回らない。
- ・ 家庭内保育に対する行政支援の実施については、子育て支援に手が回らない企業の離職を誘導することになると問題である。
- ・ 職場復帰については、職場を離れる期間が長くなれば、復帰が困難になるということもあり、育児休業期間の設定は重要となる。
- ・ 希望する保育所に入所できないため、職場復帰を先延ばしにするような案件が一定数あり、保育所の整備も重要ではないか。

(2) 意見交換について

竹歳委員

- ・ 家庭内保育の経済的支援を実施したことにより、低年齢児の受け入れに余裕が出て、保育士が間に合えたという点がよかった。
- ・ 家庭内保育については、フォロー面や離職の促進につながっているといった意見にも慎重に議論していかなければならないと感じており、単純に家庭内保育の経済的支援をすべきか、ほかの支援もあるのか検討していきたい。

大谷委員

- ・ 第1回目研究会から家庭内保育を実施する家庭への現金支給を行うべきものであるという流れがあるように感じていたが、何を目的として現金支給するのか、はっきりしていない。
- ・ 現金給付では、ばらまきになってしまうので、現物給付（サービス提供）をするのが本来のあり方だと思う。
- ・ 町の取り組みは待機児童対策の側面が強いように思い、児童福祉法で規定される保育の市町村義務に引っかかるのではないか。
- ・ 家庭で保育する方への支援をする必要はあるが、保育所入所者と支援の性質が異なることから同等とはならない。
- ・ 家庭内保育に対する訪問の回数を増やして、フォローするやり方が重要ではないかと考える。
- ・ どうしても現金給付を実施するのであれば、市町村は切り離して全額を県で給付することや、子育て支援を目的とした税の新設などで、財源支出を検討すればよい。

鷹取委員

- ・ 虐待など、劣悪な家庭環境で育つ子が増えており、小中学校の問題行動につながっていると思う。
- ・ これは、乳幼児期の家庭での育ちに問題があるものと思っている。
- ・ 家庭での子どもたちの育ちというものは社会的責任として捉えていくことが必要だと思う。

- ・ある児童精神科医は、自己肯定感、自尊感情、基本的信頼が育つのは乳児期であると言っており、家族の中でしっかり愛されるという経験が、子どもの将来に影響してくるものと考える。
- ・したがって、家庭での子育てに現金支給をすることは意味がある。
- ・0歳児を長時間保育所に預けることは、本来なら許されることではないと思うが就労支援ということから許されてきたのではないか。
- ・経済的に苦しく、家庭で育てられない方については、現金により支援していくことが大切であると思う。
- ・それに併せて、親が親として成長していくよう様々な手立てが必要である。

大西委員

- ・訪問担当保育士が家庭への訪問により、育児に孤立を感じる家庭などの不安を少しでも軽減できるのではないかと思った。
- ・自身の保育所勤務の経験でも0歳児を預かるリスクは大きいものと感じており、少しでも月齢が高い状態で預かるほうが負担が少なくすむことについては、町の話のとおりであると思う。
- ・家庭内保育については、愛着形成の観点からも県で支援することは大切である。

川村委員

- ・家庭で保育をする方にとって、経済的支援は、とても大きいことであり、助かる家庭は確実にあると思う。
- ・ヒアリングにより配慮点として、支援の必要な子どもや家庭のことが挙げられていたのが印象的であった。
- ・経済的支援に関わらず、集団での生活が必要な子どもがスムーズに保育所に預けられるように十分に対策をしなくてはいけない。
- ・保育所の先生方の職場環境を整えることも重要であると思う。

岩本委員

- ・家庭内保育を実施してきて、経済的には厳しかったかもしれないが、本当に幸せだったし、愛情深い子どもに育ったと思う。
- ・子どもの精神面を整えるのは社会全体の取り組みとして必要である。
- ・保護者がゆったりとした気持ちで保育ができるよう行政がどのような形でサービスを提供できるかということに重点を置いてもらいたい。
- ・健全な家庭であれば、家庭内保育への経済的支援は、とても有効であると思う。
- ・一方で、そうでない家庭について経済的支援が有効かどうかはわからない。

宮地委員

- ・家庭内保育へのメリットとして、①家庭内保育が増えることによって、未満児に対応する保育士が減少し、保育士への負担が軽減される。②家庭的保育への経済的支援を行うことにより保護者が子どもを保育所に入所させずに子育てするというきっかけになる。③子どもの愛着形成のために乳幼児期に親子で過ごす。④出生率の向上、人口の上昇（ヒアリングを行った町では転入が増加しているが、人口の上昇を目的とするのであれば、どれくらい効果があるのか慎重

に考える必要がある) ⑤保護者の子どもの保育に係る選択肢の増加が上げられる。

- ・デメリットとして、支援が必要な家庭などに対してどのように対処するかが、大きな問題となる。
- ・支援が必要な家庭をそのまま放置することのないよう検討してしないといけない。
- ・また、育休制度と併用して家庭内保育を行う場合、スムーズな職場復帰も併せて考えた方がいいのではないか。
- ・家庭内保育の経済的支援は、元々は多子世帯の保育料軽減や無償化から波及したものであり、抱き合わせで考えなくてはならないと思う。
- ・保育所を利用しない家庭に対してどのような支援をしていくのかということから、家庭内保育に対する経済的支援ということを捉え直す必要があるのではないかなと思う。

武田副会長

- ・子育て世代への支援は、金銭的な余裕、時間的な余裕が生み出されればよいということではないことについては一致するところかなと思う。
- ・様々な事情により子育てが困難な環境にある家庭などについてどのようにフォローしていくかということも考えなければいけない。
- ・深刻な状況になっている家庭については、専門家へつなぐ必要があるが、保育士や保健師の訪問などによりいかに丁寧に関わっていくかだと思う。
- ・今回のヒアリング内容からは、鳥取の子育て支援のきめ細やかさについて県内外にアピールできる部分が見いだされるのではないかな。
- ・ただ、子育て世代への支援策は、県下全域で一律に同じ内容を実施することを前提にするのではなく、地域の実情に配慮して行われる必要がある。
- ・一方で、よいところを県下で共有していくことも必要ではないかと改めて思った。
- ・子育て支援は、企業にとっても人材確保などのインセンティブの1つになり得る。

南会長

- ・多様な子育て環境があり、状況の違いがあっても、平等に支援していく枠組みが必要である。
- ・その支援の方法については、現金がよいのか、サービスの提供と組み合わせたらよいのか、現金も適当な金額はいくらなのか、支援の方策について再考の余地があり、組み合わせについても慎重に考えないといけない。
- ・従業員を大切にしている企業は、継続していくといった話があったが、地域の存続も同様で、子育てを大切にしている地域でないと存続できないと思う。
- ・どのような順番で支援を実施していくかも重要だが、当研究会で政策順位をつけるのは困難であるが、政策におけるリスクや問題点について話し合いができればと思う。

事務局

- ・制度設計について、具体的にどうしていくかという話になってきている。
- ・制度の目的について話があったが、制度を作っても運用しても主目的とは別の影響が出る。
- ・町でも転入対策を目的として子育て支援を実施したわけでないが、結果的に転入が起こって

いる。

- 主目的と反射的効果が何かを整理する必要がある。
- 制度を実施する上で副作用的なところは出てくるものと思っているが、それに対してどのように対処するか。
- 特に気をつけなければならないことが、愛着形成が必要なことに関しては、委員の方々やヒアリングの先生方の意見のとおりだと思う。
- ただ、ひとり親世帯だと0歳のときから預けて働かないと生活が成り立たない、児童扶養手当や行政からの支援だけでは生活できないという世帯が現実的ある。
- また、虐待や様々な問題を抱えている家庭について、問題を引き起こすということもあると思う。
- このことについても、どうして起こるのか議論していかなければならない。
- 制度においては、現物給付の関係についても市町村の状況を確認する必要があり、事務局でも準備していきたいと思う。